

## 川崎市健康安全研究所における研究活動に係る行動規範

令和4年12月26日制定

研究活動とは、先人の業績を踏まえ、自分自身のなした結果より新たな知見を創造し、知の体系を構成していく行為であり、社会の信託と負託を得て、主体的かつ自律的に研究を進めることが求められている。研究活動における不正行為は、科学者全体の信頼を大きく損なうおそれがあるとともに、正義と誠実さに基づく科学の発展を阻害し、社会的信頼を著しく傷つけるものであり、許されるものではない。このような基本的認識のもとに、川崎市健康安全研究所における研究活動に係る行動規範を定める。

研究所に所属する全ての構成員（職員、会計年度任用職員、研究者のほか事務職員、技術職員、非常勤職員等、研究活動に関わる全ての構成員。以下「研究者等」という。）は、以下の行動規範を遵守し、適正な研究の遂行及び公的研究費の管理に努めなければならない。

### 1 研究者等の責務

#### （１）研究者等の基本的責任

研究者等は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

#### （２）研究者等の姿勢

研究者等は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

#### （３）社会からの信頼

研究者等は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

#### （４）社会的期待に応える研究

研究者等は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究費等の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

#### （５）説明責任と情報公開

研究者等は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

#### （６）科学研究の利用の両義性

研究者等は、自らの研究の成果が、研究者等自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

### 2 公正な研究への責務

#### （１）研究活動における責務

研究者等は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者等は研究成果を論文等で公表することで、各自が果たした

役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を為さず、また加担しない。

#### (2) 研究環境の整備及び教育啓発の徹底

研究者等は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者等コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

#### (3) 研究対象等への配慮

研究者等は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。また、動物等に対しては、真摯な態度でこれを扱う。

#### (4) 他者との関係

研究者等は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果等の業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者等コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者等相互の評価に積極的に参加する。

### 3 社会との関係における責務

#### (1) 社会との対話

研究者等は、社会と研究者等コミュニティとのより良い相互理解のために、市民等との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者等の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

#### (2) 科学的助言

研究者等は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者等の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

#### (3) 政策立案・決定者に対する科学的助言

研究者等は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものではあるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者等コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

### 4 法令の遵守等

#### (1) 法令の遵守

研究者等は、研究の実施、公的研究費の使用等にあたっては、関係規則等を遵守する。

#### (2) 差別の排除

研究者等は、研究・教育・学会活動等において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

#### (3) 利益相反

研究者等は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(4) 調査への協力

研究者等は、不正行為等に関する調査及び監査に誠実に協力する。

5 公的研究費の使用及び管理

(1) 公的研究費の使用

研究者等は、公的研究費が国民の貴重な税金等によるものであることを強く認識し、適正に管理するとともに、有効かつ効率的に使用しなければならない。また、研究者等は、研究者個人が採択された研究においても、研究費は公的資金であり、川崎市健康安全研究所が管理することを認識し、関係法令、規程及びルール等に基づき適正に執行しなければならない。

(2) 公的研究費の不正防止

研究者等は、公的研究費の不正使用が研究所の信頼を損ね、組織と個人に重大な影響を与えることを強く認識し、不正防止に努めなければならない。

(3) 研究を支援する者の責任

研究者等は、研究所の研究活動の特性等の理解に基づき、専門的知識・能力をもって研究活動を支援し、また公的研究費の適正な執行を確保する。

6 附則

この行動規範は、令和4年12月26日から施行する。